

陳情第 76 号 「テロ等準備罪」法案に反対する意見書の提出を求める陳情

陳情第 79 号 「共謀罪」(テロ等準備罪)法案の廃案を求める意見書に関する陳情

2つの陳情の趣旨は表現の違いはありますが、求めている点は同一と考え、共謀罪は成立しましたが、十分な議論がなされていないことは、明らかなことから陳情の趣旨は今でも意味があると考えることからも採択を求める討論を致します。

テロ等準備罪法案が、衆議院本会議で可決されて、参議院に送付されたことを受け、この「テロ等準備罪」法案が、過去に何度も国会に提出され、市民団体や労働組合などの活動も対象とし、捜査機関による恣意的な運用の危険性や、冤罪をふやす可能性など、重大な問題が指摘され、3度にわたって廃案とされた「共謀罪」法案と基本的には変わらないことが述べられ、我が国は既にテロ対策に関する 13 の防止条約を締結しており、現行法でも十分対応できる体制が既に整えていることから、わざわざ「テロ等準備罪」法を制定する必要がないことは多くの場で指摘されるとして、「共謀罪」は基本的人権を制約することで、海外で戦争できる国づくりを完成させるために「平和憲法」そのものを変えようとする現代版「治安維持法」とも言うべきものとして法案に対し反対、また廃案を求める意見書の提出を求めています。

陳情提出にあたっては市民の立場から、かつて戦前の隣組にあった互いを監視しあう地域社会へ戻ることを懸念しているとの陳情者の説明もありました。子ども達に友達との衝突には暴力でなく言葉で解決するよう人を信じる心を育ててきた、この法案は人の信頼を根底から崩すものとの訴えもありました。今必要なのは地域コミュニティを充実し自治を作り上げていくのが、市民の安心安全なまちづくりにつながることであることは市議会全体でも共有されています。その前提が互いを信頼し合える人間関係を築いていくことであることは当然ですが、共謀罪は私達のあらゆる場での市民活動などが監視、盗聴、密告や本人の意思に反し、自白を強要された戦前の自由にものがいえなかった時代に戻ってしまう危険性があります。日常的に国民・市民のプライバシーに立ち入って監視する必要に迫られるのが共謀罪です。

それは憲法 19 条(思想・良心の自由)や 21 条(表現の自由)に反する」憲法違反の法案であり、多くの冤罪を生むことも示唆し、互いに密告される恐怖を抱き、これが信頼し合える地域社会を壊していくことにもつながっていくのではないのでしょうか。こういった刑法の治安維持法が残っているような法案が国会での委員会採決も行わず、本会議での強行採決が行われたことは、安保法制でも行われた議会制民主主義の根幹を揺るがす暴挙であり、それが再び繰り返されたことは大変遺憾です。姉妹都市木島平村でも、法案に対するいわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書が全会一致で可決しています。また私の郷里長野県小海町でも、「共謀罪」創設に反対する意見書が全会一致で可決されています。こういった地方の小さなまちでもこのことに危機感を抱いていることを重く考える受け止めるできではな

いでしょうか。「国会審議の中で必要な審議を尽くす」、「国民の理解がまだ得られていない」中で、国民合意を得るまで、長い時間がかかっても、あらゆる角度から暴力的な衝突にならないように社会の中で対話して、話し合いで物事を解決するという民主主義の根幹を遵守することが国会審議の中で結実できないのであれば、国権の最高機関としての責任を果たしていない議会制民主主義の最高機関としても恥ずべき行為であり、強行採決するようなことは、これらを否定した行為であり、まさに民主主義の危機と言わざるを得ません。

私たち調布のまちには、調布市民憲章があります。その前文には「恒久の平和を願う私たち市民は」とあります。日本国憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき、市民一人ひとりが自主・自立のまちづくりを進めることを宣言しています。しかし、憲法を遵守すべき政府の最近の動きは、民主主義の基本的な原則を逸脱しています。ここ調布でも、そして全国各地で抗議集会が続いています。民主主義の根幹を揺るがす法案の反対・また廃案を求める意見書の提出を求める本陳情は、市民の命と暮らしを守る議会として、その市民の思いを代弁することであり、その立場から平和憲法を守る立場の議員としてもテロ等準備罪の名を借りた共謀罪廃案を求める立場から、76. 79号の採択を求めるものです。